

長崎労働局発表
令和5年8月7日（月）
全部公開（撮影一部非公開）

【照会先】
長崎労働局労働基準部
賃金室長 山本 浩明
賃金室長補佐 木場 孝行
電話 095-801-0033
e-mail : chinginshitsu-nagasakiyoku@mhlw.go.jp

報道関係者 各位

「令和5年度第3回長崎地方最低賃金審議会」の開催について ～長崎県最低賃金の改正決定について答申予定～

「令和5年度第3回長崎地方最低賃金審議会」を、下記により開催しますので、お知らせします。

現在、長崎県地方最低賃金審議会では、令和5年7月3日に長崎労働局（局長 小城 英樹）からの「長崎県最低賃金の改正決定」の諮問を受けて調査審議が行われているところですが、「令和5年度第3回長崎地方最低賃金審議会」において、その答申が行われる予定となっています。

記



1 日 時

令和5年8月10日（木） 午前11時30分より

<注>

現在、長崎地方最低賃金審議会長崎県最低賃金専門部会において、長崎県最低賃金の改正決定について調査審議が行われているところですが、その調査審議の状況次第では、当日の審議会が開催できずに延期されることがあります。

その場合は、下記4により傍聴または取材を申し込まれた方に、個別にご連絡をします。

2 場 所

長崎労働局 8階会議室（長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル8階）

3 議 題（予定）

長崎県最低賃金の改正決定について（答申）

4 取材について

傍聴または取材を希望される方は、別添「令和5年度 第3回 長崎地方最低賃金審議会の開催について」の別紙1により、上記【照会先】に記載の電子メール等にて、令和5年8月9日（水）17時15分までにお申し込みください。